

議 案 書

平成 3 0 年 3 月

第 1 回 定 例 会

(後 送 分)

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
42	松山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について		1
43	松山市国民健康保険条例等の一部改正について		3

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

松山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2項（）」の次に「これらの規定を」を加え、「第36条」を「第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「，第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には，そのうち1人については」及び「）」を，第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には，そのうち1人については300円）」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第3項の規定は，この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた松山市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金，同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し，同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については，なお従前の例による。

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、消防団員等の公務災害補償に係る補償基礎額の加算額の引上げ等をするため、本案を提出する。

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市国民健康保険条例等の一部改正について

松山市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(松山市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 松山市国民健康保険条例(昭和35年条例第19号)の一部を次のように改正する。

目次、第1章の章名及び第1条(見出しを含む。)中「行なう国民健康保険」を「行う国民健康保険の事務」に改める。

第11条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「)第29条の7第1項」を「。以下「令」という。)第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「同号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第11条の3第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(愛媛県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、愛媛県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保

法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、
高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」と
いう。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下
「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要
する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費
用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該
給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費，入院
時生活療養費，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，特別療養費，移送
費，高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに愛媛県が
行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要す
る費用（愛媛県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支
援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分
に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する
費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受
ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（愛媛県の国民健康
保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等，病床転換支援金等
及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同
じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民
健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民
健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要
する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定
する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。

)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第15条第1項第1号中「国民健康保険法施行令」を「令」に改め、同項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第15条の6中「54万円」を「58万円」に改める。

第15条の7第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（愛媛県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、愛媛県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第15条の10第1項第1号中「国民健康保険法施行令」を「令」に改め、同項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「属する世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第15条の16第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（愛媛県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。

）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第15条の19第1項第1号中「国民健康保険法施行令」を「令」に改め、同項第2号及び第3号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第18条第1項並びに第19条第1項第2号及び第3号中「国民健康保険法施行令」を「令」に改める。

第24条の3第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附則第10項中「平成29年度分」を「平成30年度分」に改める。

（松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和49年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号ウ中「が行う国民健康保険の被保険者とされた」を「の区域内に住所を有するものとみなされた」に改め、同号に次のように加える。

オ 高齢者医療確保法第55条の2の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者で、国民健康保険法第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの

第3条第2号中「者」の次に「（次号から第5号までに掲げる者を除く。）」を加え、同条第3号中「が行う国民健康保険の被保険者とされた者」を「の区域内に住所を有す

るものとみなされた者で、当該他の市町村において医療費の助成を受けることができるもの」に改め、同条第4号中「された者」の次に「で、他の市町村において医療費の助成を受けることができるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 高齢者医療確保法第55条の2の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者で、他の市町村において医療費の助成を受けることができるもの

(松山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 松山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和49年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号ウ中「が行う国民健康保険の被保険者とされた」を「の区域内に住所を有するものとみなされた」に改め、同号に次のように加える。

オ 高齢者医療確保法第55条の2の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者で、国民健康保険法第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの

第3条第2項第3号中「が行う国民健康保険の被保険者とされた」を「の区域内に住所を有するものとみなされた」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 高齢者医療確保法第55条の2の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者

(松山市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第4条 松山市子ども医療費の助成に関する条例（平成14年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「が行う国民健康保険の被保険者とされた」を「の区域内に住所を有するものとみなされた」に改める。

(松山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第5条 松山市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用

する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の松山市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

基礎賦課限度額を引き上げるとともに、低所得世帯に対する軽減措置を継続するほか国民健康保険の広域化に伴う所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。